

～ 目 次 ～

- 1 基本方針（目的）
- 2 計画の対象地区の範囲
- 3 地区の特性
 - （1）自然特性
 - （2）社会特性
- 4 防災活動の内容
 - （1）防災活動の体制（班編成）
 - （2）平常時の活動・事前の対策
 - （3）資材、倉庫計画
 - （4）避難所
 - （5）発災直前の活動
 - （6）災害時の活動
 - （7）市、消防、他団体との連携（平常時～復興まで）
- 5 実践と検証
 - （1）防災訓練の実施・検証
 - （2）防災意識の普及啓発
 - （3）計画の見直し

1 基本方針（目的）

- ・平常時及び災害時における地域防災力を高めることにより、地域コミュニティを維持・活性化をはかる。
- ・これら計画を実現するために、地域に暮らす住民一人ひとりが協力し、防災活動をはじめとした協力体制を構築する。
- ・平時から関係する団体と地域が一体となって、目標に向けて連携体制を構築する。

【活動目標】

- ・災害時の避難場所や情報入手方法を知っている割合を平成32年までに60%にする
- ・家具の転倒防止を行っている割合を平成32年までに60%以上にする
- ・3日分以上の食料や水の備蓄を行っている割合を平成32年までに50%以上にする
- ・火災報知器の設置割合を平成32年までに60%以上にする

【活動目安】

- ・平成27年～29年度・・・広報周知期間
- ・平成30年～32年度・・・浸透伝播期間（調査→改善対策）

2 計画の対象地区の範囲

地区	区
い が ら 伊賀良地区 人口 14,509 人 世帯数 5,390 世帯 (2017.09 調査)	しもとのおか 下殿岡 区 【人口 962 人、世帯数 368 世帯】
	かみのおか 上殿岡 区 【人口 1,297 人、世帯数 476 世帯】
	みっかいちば 三日市場 区 【人口 951 人、世帯数 390 世帯】
	きたがた 北方 区 【人口 5,224 人、世帯数 2,005 世帯】
	おおせぎ 大瀬木 区 【人口 3,757 人、世帯数 1,332 世帯】
	なかむら 中村 区 【人口 1,958 人、世帯数 662 世帯】
	みひろいし 三尋石 区 【人口 360 人、世帯数 157 世帯】

3 地区の特性

(1) 自然特性

ア 当地域で予測される自然災害

○	災害の種類	発生時期	町名・集落
○	地震による家屋倒壊 (1割以上)	地震発生時	全域
○	地震による火災延焼 (1箇所あたり10戸以上)	地震発生時	全域
○	地震によるがけ崩れ	地震発生時	全域
○	地震によるため池決壊	地震発生時	大瀬木区
○	地震による河道閉塞	地震発生時	全域
○	地震による液状化現象	地震発生時	全域
○	土石流	降雨時	北方区、大瀬木区、中村区
○	がけ崩れ	降雨時	全域
○	地すべり	降雨時	全域
○	浸水害(外水はん濫)	降雨時	全域
○	浸水害(内水はん濫)	降雨時	全域
○	大雪(積雪深30cm以上)	降雪期	全域

イ 災害発生予測場所における居住世帯数(2015.01月調査)

災害種類	区名	世帯数
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	下殿岡	4件
	上殿岡	2件
	三日市場	7件
	北方	2件
	大瀬木	3件
	中村	20件
	合計	38件

ウ 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）等にある要援護者施設

（※）伊賀良地区に土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に要援護者施設なし

施設の種類	施設名	住所	電話番号
介護予防拠点施設	かさまつのさと	大瀬木 1106-1	25-4222
児童クラブ	（伊賀良児童クラブ）		
保育所	伊賀良保育園	大瀬木 1103	25-7123
通所介護（デイサービス）	デイサービス 大瀬木の杜	大瀬木 647-1	48-5678
通所介護（デイサービス）	北方デイサービスセンター	北方 2209-1	25-7953
通所介護（デイサービス）	いいだケアセンター	北方 1270-4	25-1008
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	飯田ケアハートガーデン グループホーム 北方の郷	北方 1558	28-2551
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 陽だまりの丘	北方 3369-1	48-0806
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンター たまゆらの丘	北方 3406-1	48-0121
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンター たまゆら	北方 2688-2	28-1331
特定施設入居者生活介護	介護付有料老人ホーム たまゆら（地域密着）	北方	28-1416
小規模多機能型居住介護	北方の空	北方 2210-1	48-0118
通所リハビリテーション （デイケア）	かやの木診療所	中村 76-1	25-8112

エ 過去の災害

いつ	災害名	罹災場所	被害状況
昭和 36 年 6 月	三六災害	（人）大瀬木、北方 （土、家）全域	死者 5 名 重軽傷者 35 名 被害総額 6 億 1800 万円

(2) 社会特性

ア 当地域で発生が予想される人為災害

	災害の種類	発生時期	町名・集落
○	長時間停電	強風、降雨、大雪	全域
○	渋滞等による交通傷害	中央道閉鎖等	全域
○	通信等障害	回線機器の故障等	全域

イ 区別高齢化率と生産年齢人口 (H27 国勢調査資料より)

区名	人口 (人)	高齢者 (65 歳以上)		生産年齢 (15~64 歳)	
		人口 (人)	高齢化率	人口 (人)	割合
下殿岡	957	240	25.1%	564	58.9%
上殿岡	1,241	276	22.2%	741	59.7%
三日市場	941	317	33.7%	498	52.9%
北方	5,144	1,385	26.9%	2,915	56.7%
大瀬木	3,624	898	24.8%	2,023	55.8%
三尋石	406	89	21.9%	241	59.4%
中村	1,906	588	30.8%	1,061	55.7%
合計	14,219	3,793	26.7%	8,043	56.6%

4 防災活動の内容

(1) 防災活動の体制(班編成)

(平成 29 年 1 月 1 日現在)

役職・班名 【担当者名】	まちづくり 関連	平常時の役割	発災直後の役割 “集まれた人で”	応急期の役割 ～6時間後以降
自主防災会長 [黒]	会長	総括	◎「2次被害、受傷事故の防止」 ①被害状況の把握 ②被害の概要を直ちに災害対策本部へ連絡。救助支援が必要な場合はその旨を連絡 ③避難施設の簡易応急危険度判定(外観→屋内) ④備蓄倉庫からの資機材運搬 ⑤避難所受付準備 ⑥避難所開設	指揮・意思決定
副会長 [黒] [黒] [黒]	副会長 会計 委員長	会長の補佐		会長の補佐 本部員と協議 物資配分指示 物資需要の把握要請
本部員 [黒] [黒] [黒] [黒]	区長 区長 区長 区長	全体調整 近隣他団体との事前調整 資機材、技術者との連携検討		全体の情報把握、被害避難状況の把握 他団体との調整 避難所運営
総務情報班 班長 [黒] [黒] [黒]	委員長 アマチュア無線 商工会	情報の収集・共有・伝達		情報の収集・共有・伝達(状況把握、報告活動等)
消火・救出班 班長 [黒] [黒] [黒]	副委員長 消防団 地元業者	資機材調達・整備 広報活動 個人備蓄の啓発活動		初期消火活動 負傷者の救出、救護活動
安全点検班 班長 [黒] [黒] [黒]	委員長 副委員長 副委員長	器具点検 防災広報		機材の搬出 応急修理の支援 負傷者の救出、救護活動
安否確認 避難誘導班 班長 [黒] [黒] [黒]	委員長 副委員長 副委員長	避難路、避難施設の確認 要支援者リスト作成		住民の避難誘導活動 要支援者の救護 本部へ支援要請等
避難所設置班 伊賀良小学校担当 班長 [黒] 旭ヶ丘中学校担当 班長 [黒]	北方区長 大瀬木区長	器具点検 施設管理		施設部屋割り 燃料管理 救護生活班補助

施設管理班長 班長 [] [] [] []	公民館長 女性委員 女性委員 女性委員 女性委員		
救護生活班 班長 [] [] [] [] []	委員長 日赤 女性委員 女性委員 女性委員	ごみ処理対策の検討 炊き出し訓練 仮設トイレの対策 検討	ごみ処理の指示 防疫対策、し尿処理 水・食糧の配分 給食・給水活動

(2) 平常時の活動・事前の対策

ア 災害前に家庭内で行っておいた方が良いとされる行動

何を	いつ・いつまでに	誰が	どのように
3日分以上の水・食糧・生活物資の備蓄	日常的に実施	家事を担う者を中心に家族全員	家庭内流通備蓄の推進 (購入→備蓄→消費)
避難場所・避難所の確認	年に1回確認	世帯主から家族へ	家族会議で場所を確認する。現地に徒歩で行動してみる
安否確認方法の確認	年に1回確認	世帯主から家族へ	伝言ダイヤル171の使い方 電話不通時のメモの書き方・置く場所の確認 非常時集合場所の確認
自宅及びその周辺の災害リスクの確認	年に1回確認	家族全員	歩いて自宅敷地及びその周辺を確認
家具の転倒防止確認	年に1回確認	家族全員	L字金具等による固定若しくは配置換え
ガラス飛散防止フィルム張り	年に1回確認	家族全員	計画的にフィルム張りを実施

イ 災害前に隣組として取り決めておきたい事項

何を	いつまでに	誰が	どのように
地震発生時の一時避難場所の決定と周知	防災訓練の1ヶ月前までに	組合長又は班長	地区自主防災会と構成員とともに適切な場所を選定し決定し周知する。
土砂災害・浸水害時の避難場所の決定と周知	出水期前まで	組合長又は班長	地区自主防災会と構成員とともに適切な場所を選定し決定し周知する。
安否確認手段の確認と訓練	防災訓練の1ヶ月前までに	組合長又は班長	隣組としての安否確認方法を検討して決定する。訓練で実際に実施。
避難行動要支援者の把握と支援者の決定	防災訓練	健康福祉委員会 民生委員会 組合長又は班長	隣組及び近隣の避難行動要支援者を隣組内からの情報提供により把握する。 その後地区の会議を開き非常時の支援方法を決めておく。
災害種別に応じた避難経路の検討 (2ルート以上)	防災訓練	組合長又は班長及び各世帯	様々な災害を想定して、2ルート以上の避難ルートを検討する。

ウ 地区として取り決めておきたい事項

何を	いつまでに	誰が	どのように
指定避難場所、指定緊急避難所の安全性の確認とその対応	防災訓練1ヶ月前までに	自主防災会役員	地震、土砂災害、浸水害の別に構造やハザードマップ等を用いて安全性を確認。
避難所開設・運営に関する訓練	防災訓練時	自主防災会役員をはじめとした住民	市防災倉庫内にある資機材を用いて避難所開設・運営訓練を行う。避難所運営マニュアルも参照する。
要支援者個別計画の策定	防災訓練の前までに	健康福祉委員会 民生委員会 組合長又は班長	①いつ(災害の種類) ②誰が ③誰のところへ 支援に行くかを計画して地域で共有する。
災害種別ごとに発災及び状況付与された総合防災訓練の実施	毎年防災の日前後に	全住民	実働型の訓練を組み合わせ、状況設定をして、その周知をして訓練実施。事前に被害予測を説明する。

実働に特化した訓練の実施（情報伝達、救助、救護、避難所開設・運営、消火等）	毎年防災の日前後に	全住民	それぞれの分担に合わせて立案から実施までを取り組む。訓練当日は住民の参加を促す工夫をする。
災害対応資機材の備蓄及び使用方法の周知・訓練	防災訓練、地域行事	自主防災会役員、住民	資機材を利用する機械に操作方法の習得や、内容物の点検を行う。
用水路、河川の清掃	地区ごと協議	住民	水路のつまりやゴミの除去の実施
防災教育・学習の普及啓発	年に2回	自主防災会役員、住民	自主防災会役員向けの研修会を実施。 住民向けのビデオ鑑賞や研修会を実施。

（3）資材、倉庫計画

ア 備蓄資機材の整備計画（飯田市危機管理室で示す見本用基準値）

【基準：人口 1000 人、300 世帯につき防災倉庫 1 箇所を基本とした場合の配備例】

No.	区分	品名	数量	目安	備考
1	情報	本部看板	1	地区に1つ	
2	伝達用具	スピーカーセット	1	広報車1台に1つ	
3		電気メガホン	13	集落数+本部3つ	
4		無線機	11	集落数+基地局	
5	消火用具	ファイヤーレンジャー	10	地区に10セット	山林火災想定地区
6		消火器（消火器格納庫）	20	集落に2本	
7		初期消火用具 （ホース3本、管鎗等）	10	集落に1セット	
8	救出用具	梯子（2連アルミ）	2	倉庫に2つ	
9		チェーンソー	2	倉庫に2つ	
10		救助用工具セット	2	倉庫に2つ	
11		ハンマー	2	倉庫に2つ	
12		カケヤ	2	倉庫に2つ	
13		ボルトクリッパー（鉄線鋏）	2	倉庫に2つ	
14		一輪車	2	倉庫に2つ	
15		リヤカー	2	倉庫に2つ	
16		油圧ジャッキ	2	倉庫に2つ	
17		チェンブロック	2	倉庫に2つ	
18		ウインチ	2	倉庫に2つ	
19	レスキューキット（リュック型）	2	倉庫に2つ		

20	救護用具	救急セット 50	1	倉庫に1つ	
21		担架	2	倉庫に2つ	
22		レスキューボード(簡易担架)	2	倉庫に2つ	
23	避難所運	コードリール	5	分館公民館・中規模集会所1ヶ所分を想定	
24		投光器	3	〃	
25	営用具	発電機(静音型)0.8kVA	5	〃	
26		炊飯器・釜(3～5升炊)	2	〃	
27		ガスボンベ	2	〃	
28		防災テント	2	〃	
29		防水シート(2間×3間)	10	〃	
30		防災ヘルメット	100	避難者は人口の1割を目安	
31		簡易トイレ	40	25人に1つ	
32		毛布	200	避難者は人口の1割×2枚	
33		簡易ベッド	5	避難者の5%	
34		車椅子	1	避難所に1台	
35	給水用具	浄水器	1	避難所に1台	
36	浸水害用品	土のう	200		備蓄の最低限の枚数

イ 地区防災備品整備計画

①伊賀良本部防災倉庫(別紙:防災倉庫備品一覧)

②計画中の防災備品3か年事業計画

(別紙:飯田市自主防災組織施設整備事業3か年事業計画)

(4) 避難所等

伊賀良地区避難施設一覧

No.	区分	名称【鍵管理者】	所在地	電話	災害種類
1	指定避難施設	伊賀良小学校体育館 【学校・公民館】	北方 3872-1	25-7208	地・土・水
2	指定避難施設	旭ヶ丘中学校体育館 【学校・公民館】	大瀬木 3530	25-2027	地・土・水
3	応急避難施設	殿岡保育園 【保育園・園長】	下殿岡 1020	25-3707	地・土・水
4	応急避難施設	中村保育園 【保育園・園長】	中村 1840-1	25-7217	地・土・水

5	応急避難 施設	伊賀良保育園 【保育園、園長】	大瀬木 1103	25-7123	地・土・水
6	応急避難 施設	育良保育園 【保育園、園長】	北方 130	23-5873	地・土・水
7	応急避難 施設	下殿岡公会堂 【下殿岡区】	下殿岡 327	25-8350	地・土・水
8	応急避難 施設	上殿岡区集会所 【上殿岡区】	上殿岡 600	25-8017	地・土・水
9	応急避難 施設	三日市場研修センター 【三日市場区】	三日市場 1030	25-8260	地・土・水
10	応急避難 施設	北方コミュニティ消防センター 【北方区】	北方 2423	25-6083	地・土・水
11	応急避難 施設	大瀬木コミュニティセンター 【大瀬木区】	大瀬木 992-1	25-8350	地・土・水
12	応急避難 施設	中村コミュニティ消防センター 【中村区】	中村 1270-3	25-5545	地・土・水
13	避難地	旭ヶ丘中学校グラウンド	大瀬木 3530		地・土・水
14	避難地	北方公園	育良町 3-14-1		地・土・水
15	広域 避難地	伊賀良小学校グラウンド	大瀬木 1107		地・土・水
	一時 避難場所	各組合で協議			

(5) 発災直前の活動（気象注警報発表・前兆現象の始まりから発災まで）

ア 防災気象情報の確認

何を	いつまでに	誰が	どのように
大雨注意報	発表直後、直ちに確認	住民全員	テレビ、ラジオ等からの情報
大雨警報	発表直後、直ちに確認	住民全員	同上
土砂災害警戒情報	発表直後、直ちに確認	住民全員	エリアメール、いいだ安全安心メール、同報系防災行政無線、安心ほっとライン等
大雨特別警報	発表直後、直ちに確認	住民全員	同上

イ 情報収集・共有・伝達体制

① 前兆現象等の連絡・報告

順位	誰がどこへ	何を（情報の種類）	どうやって（伝達手段）
①	前兆現象発見者→市役所危機管理室	前兆現象の状況 いつ、どこで、どのような状況か	電話連絡
②	前兆現象発見者→隣組長・区長→住民	前兆現象の状況説明 ※隣組長・区長は情報受理後、直ちに自主避難を呼びかける。避難を開始。	電話、若しくは直接口頭
③	①→消防・警察・消防団・各自治振興センターへ連絡	前兆現象の状況及び避難情報発出 見込み情報	電話
④	区長→自治振興センター	地区内の状況を集約し共有化	電話、不通時は地区で配備した無線機

※災害対策基本法 抜粋

第五十四条 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

2 何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

3 第一項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。

② 状況把握（見回り、住民の所在確認）

何を	いつまでに	誰が	どのように
河川の状況確認	警戒水位に達するまで	消防団、自主防災会役員、 河川付近の住民	2名以上で身の安全を確保しながら、堤防の状況等を確認
急傾斜地の状況確認	大雨警報若しくは土砂災害警戒情報が発表されるまで	消防団、自主防災会役員、 レッドゾーン住民	2名以上で身の安全を確保しながら、前兆現象の有無確認
用水路の確認 (つまり等)	降雨が強くなるまで	用水路付近の住民、組合長	2名以上で身の安全を確保しながら、詰まりがないことを確認

住民の所在確認	大雨警報若しくは土砂災害警戒情報発表直後	班長、組合長、区長	2名で近隣住民の所在を確認し、危険を感じた場合は避難を促す
---------	----------------------	-----------	-------------------------------

ウ 避難情報（避難準備情報・避難勧告・避難指示）伝達方法

- ・避難準備情報：災害による人的被害の可能性が高まった際発表、自主避難開始の目安
- ・避難勧告：避難行動を開始しなければならない際に発令
- ・避難指示：非常に危険状態、即避難行動をとらねばならない際に発令

- ・土砂災害・風水害・大雪・地震等

順位	誰が誰に対して（対象者）	何を（情報の種類）	どうやって（伝達手段）
①	飯田市危機管理室 →自治振興センター	避難情報（避難準備情報・避難勧告・避難指示） 避難所開設情報	電話連絡、不通時は無線機
②	自治振興センター →各区長	避難情報（避難準備情報・避難勧告・避難指示） 避難所開設情報	電話連絡、不通時は無線機
③	区長→組合長	避難情報（避難準備情報・避難勧告・避難指示）	電話、直接口頭
④	区長 →レッドゾーン居住者	〃	電話、直接口頭
⑤	組合長→地区民全員	〃	電話、直接口頭・拡声器
⑥	⑤→避難行動要支援者（助けあいマップ要支援者）	〃	電話、直接口頭

(6) 災害時の活動

ア 身の安全確保 (地震)

何を	いつまでに	誰が	どのように
ダンゴムシのポーズ	緊急地震速報が流れたら直ちに実施。揺れが収まるまで。	全住民	身を小さくし、頭を守り、動かない。
一時避難場所、又は避難施設への避難	揺れが収まったら、最寄りの一時避難場所、又は避難施設へ集合する	全住民	隣組ごとに集まり、安否確認をする。

イ 身の安全確保 (風水害、土砂災害)

何を	いつまでに	誰が	どのように
安全な場所への避難 (水平避難)	土砂災害が発生する前の安全な状態のうちに。	避難情報発令対象地区の住民 土砂災害特別警戒区域の住民 危険を感じた全住民	動きやすい服装、運動靴で安全な場所へ移動する
やむを得ず高いところへの避難 (垂直避難)	別の場所への避難が危険と判断された場合	同上	建物の2階以上の山から離れた部屋に移動する。

ウ 出火防止、初期消火

何を	いつまでに	誰が	どのように
通電火災の防止	揺れが収まり、一時避難所へ向かうとき	全世帯	ブレーカーを遮断
初期消火	天井に炎が到達するまで	協力できる住民	消火器による初期消火 初期消火用具による放水

エ 住民同士の助け合い・救助・救出・避難支援

何を	いつまでに	誰が	どのように
避難行動要支援者への支援	災害発生前後	予め定めた支援者若しくは隣近所の住民	要支援者の自宅に出向き安否を確認。避難が必要であればその支援をする。
隣近所の安否確認	災害発生前後	組長及び全住民	各戸の居住状況の確認及び垂直避難の呼びかけ
倒壊家屋等からの救助	被災後直ちに	隣近所を中心とした住民	救助用資機材及び2人以上の人員を確保し、2次災害に留意しながら救助活動を行う

オ 情報収集・共有・伝達

何を	いつまでに	誰が	どのように
安否の確認	被災直後、出来るだけ早く。	区長、組長 全世帯	各戸の状況を組長が把握。直ちに区長へ連絡し、最終、自治振興センターへ。「全員無事」も重要な情報
被害の状況 (ライフラインを含む)	被災直後、出来るだけ早く。	同上	いつ、どこで、誰が、どういう状況か、支援の必要の有無を、自治振興センターへ伝達する。「人命・住家」に関する情報を優先する。
避難生活に関する情報	避難所開設後、随時	避難所運営責任者 区長	現在不足しているもの、将来的に発生するであろう課題に対する要望について情報収集をする。在宅避難者のニーズ把握も忘れない。

カ 物資の仕分け、炊き出し

何を	いつまでに	誰が	どのように
物資の仕分け	物資が避難所に到着した時から	物資担当（指定避難施設の運営を担当する自主防災役員）	避難施設内に物資を置く場所を確保。 避難者へ配分するもの、希望者のみに配布するもの等を区別。 男女の性差に応じた配布時の配慮を。 配布等については、情報の開示に特に配慮を。
炊き出し	被災直後、最初の夜までに1回は行う。 以降、物資の状況に合わせて、1日朝・夜の2回を目安。	赤十字奉仕団を中心とするボランティア	区長又は自治会長の要請を受けて、炊き出しを実施。食材・燃料の確保状況を鑑みながらメニューを立案。

キ 避難所運営、在宅避難者への支援

何を	いつまでに	誰が	どのように
避難所の開設	避難所開設指示受理後直ちに、又は被災後直ちに	自主防災会役員及び 早期に来た住民	チェックシートによる施設の 安全確認。 施設の清掃 利用スペースの確認 資機材の準備
避難所の受付	施設の安全が確認され、準備が整ってから	自主防災会役員	開設準備及びルールが決定後、受付名簿により避難者を把握
避難所の運営	被災直後から概ね3ヶ月	自主防災会役員 →避難者自ら運営組織を立ち上げ	長期間に及ぶ場合は、運営ルールを決定する。 物資の配分、炊き出しや清掃、防犯など役割をみんなで担う
在宅避難者への支援	被災後からライフライン復旧（1ヶ月）まで	同上（在宅避難者にも役割を担ってもらう）	飲料水、食糧等を求めに来るため、配分等に在宅避難者も協力してもらう。登録は必須。

(7) 市、消防、他団体との連携（平常時～復興まで）

何を	いつまでに	誰が	どのように
危険箇所の把握	平常時	飯田市 自主防災会 消防団	ハザードマップを用いて現地確認
初期消火活動	平常時～応急期	消防団 自主防災会	資機材の点検を兼ねて放水等の訓練を実施
炊き出し	平常時～応急期	飯田市 赤十字奉仕団 ボランティア組織	材料の調達、資金負担、役割分担等を予め確認 訓練も実施

5 実践と検証

(1) 防災訓練の実施・検証

何を	いつまでに	誰が	どのように
防災訓練 (避難訓練)	毎年1回(9月)	全住民 自主防災会役員 消防団 日赤奉仕団	災害別に、いつ、どこへ、 どこを通過して避難する か、実働する
避難場所・避難路の 確認訓練	同上	同上	災害別にどこが安全か 確認する
避難行動要支援者把 握訓練	同上	同上	近隣の避難行動要支援 者の把握と、声掛け
安否確認訓練	同上	同上	一時避難場所での安否 確認訓練
資機材取扱訓練	同上	同上	様々な防災資機材の使 い方を習得
情報伝達・収集訓練	同上	同上	災害の概要をいかに早 く把握し、住民や関係 機関と共有するか。
救命救護訓練	同上	同上	訓練用AEDや、赤十 字救急法による軽症者 の手当
給水・給食訓練	同上	同上	給水活動や炊き出しと いった訓練
消火訓練	毎年1回(9月) 初期消火訓練	安全委員会 消防団	初期消火をいち早く行 うための訓練 水消火器による初期消 火訓練
避難所開設訓練	毎年1回(9月防災訓練) 日赤での避難所運営講習会	自主防災会役員 日赤奉仕団	避難所を開設するた めの資機材の運搬、受付 開設の訓練
避難所運営訓練	毎年1回(9月防災訓練) 日赤での避難所運営講習会	自主防災会役員 日赤奉仕団	物資の確保、情報の共 有、炊き出し等の実動 型の訓練

(2) 防災意識の普及啓発

何を	いつまでに	対象	どのように
家族での話し合い	年に1回	家族ごと	夕飯時に、どこが危険か、どこへいつ避難するか、安否確認はどうやって行うかを話し合う
地域での話し合い	隣組ごとに年1回	組合長、区長	危険箇所、避難場所、事前対策、応急対応について話し合い
広報いがら掲載 (防災関連記事)	年2回 7月、2月	組合回覧	防災関連記事の掲載 予防活動について拡散伝播 具体的に記事にしていく
運動会等の景品に防災 グッズの盛り込み	年1回	運動会参加者	住民参加の運動会に景品提供し、参加者に防災意識を喚起していく

(3) 計画の見直し

何を	いつまでに	誰が	どのように
地区防災計画	毎年2月末までに	自主防災会役員	1年間の訓練や活動実績を踏まえて、実態に則した計画の見直しを行う。
地区防災マニュアル (風水害編)	同上	同上	同上
地区防災マニュアル (火災編)	同上	同上	同上
避難所運営マニュアル	同上	同上	同上